

不適切経理に係る市長の負担について

平成22年3月26日

総務部

1 概要

現在、市の財政状況を勘案し、特別職の給料を減額しているところであるが、不適切経理に係る市長の負担分として、市長の平成22年4月分の給料を更に減額しようとするものである。

2 減額内容

区 分	基本給料月額	平成22年4月1日から 平成23年9月1日までの 給料月額	平成22年4月分 の給料月額
市 長	1,138,000円	1,080,000円	1,010,000円

3 条例の改正

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する。